

第4章 相互連携のハブとなる EHR 構築に関する推奨要件

1. 会議体の設置

ICT を活用した地域医療連携ネットワーク（以下、「連携ネットワーク」）の参加施設で構成される会議体を必ず設置する必要があります。この会議体で、意思決定や合意形成の全てを行い、決定事項等は議事録として記録される必要があります。

なお、会議体は必ずしも法人格とする必要はありませんが、会議体設置・運営の根拠となる規則は明文化する必要があります。

推奨要件

- 規則や規程に基づく、参加施設で構成される会議体を設置すること